

「就学支援シート」のQ&A

このQ&Aでいう小学校には、練馬区立小学校のほか都立特別支援学校を含みます。

Q1 就学支援シートとは何ですか？

A1 小学校でお子様が楽しく充実した学校生活を送るためには、幼稚園・保育園等から小学校への支援・指導の連続性を確保することが大切です。このため、幼稚園・保育園等でのお子様の様子や支援・指導の内容を小学校に適切に引き継ぐことが従来から課題となっていました。

就学支援シートは、家庭や幼稚園・保育園等におけるお子様の様子等を小学校に適切に引き継ぎ、その内容を入学後の支援・指導に活用することを目的としています。

小学校では、お子様が学校生活を円滑にスタートできるように、就学支援シートの作成に関わった保護者や幼稚園・保育園等の担当者と連携を図りながら、お子様一人一人に合った教育活動に取り組みます。

Q2 就学支援シートを「利用する」、「利用しない」は誰が判断するのですか？

A2 就学支援シートは、A1にもありますように、お子様が学校生活を円滑にスタートできるように、入学期の支援・指導に活用するものです。

したがって、就学支援シートの利用については、お子様の小学校入学にあたり、心配なことや配慮してほしいことなど、小学校に伝えたいことがある保護者の方に判断していただきたいと考えます。

Q3 国立・私立小学校や練馬区外の公立小学校に入学する場合も就学支援シートを利用できますか？

A3 この就学支援シートは、練馬区立小学校と都立特別支援学校で活用することを前提としています。国立・私立小学校や練馬区外の公立小学校に入学される場合は、入学先に直接お問い合わせください。

Q4 保護者が記入する部分と幼稚園・保育園等が記入する部分がありますが、記入の流れはどのようになりますか？

A4 記入の流れについては、就学支援シートの最後のページを参照してください。

保護者が記入する内容は、小学校入学後の指導・支援に活かして欲しい点、配慮して欲しい点などのポイントを記入してください。

Q5 保護者の記入欄は全て記入しなければなりませんか？

A5 これだけは小学校に伝えたいという内容について記入していただければ、全ての欄に記入する必要はありません。

Q6 医療機関に記入を依頼したら文書料がかかると言われました。文書料は、教育委員会が負担してくれますか？

A6 医療機関・療育機関に記入してもらう際の文書料は、保護者負担になります。記入が難しい場合は、保護者の方が医療機関などの名称だけでも記入してください。

Q7 就学支援シートは、小学校に郵送できますか？

A7 記入していただいた就学支援シートを、しっかりと小学校に活用してもらうためにも、入学先の副校長に直接渡していただくようお願いいたします。

Q8 個人情報の管理が心配です。

A8 就学支援シートに限らず、お子様の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理されています。

就学支援シートについては、小学校では指導の記録と一緒に管理するなどし、お子様のプライバシーの保護には十分配慮します。